



16消安第5411号  
平成16年10月4日

農業資材審議会長  
瀬尾康久 殿

農林水産大臣 島村 宜伸

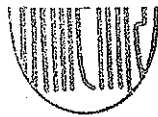


飼料の基準及び規格の改正に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく基準・規格の設定等に係る下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

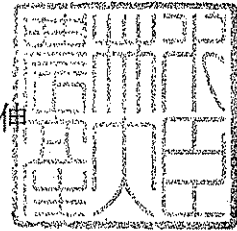
- 1 法第2条第3項の規定に基づく飼料添加物の指定の可否について
  - (1) 2ギ酸カリウム
  - (2) グルコン酸カルシウム
  
- 2 法第3条第1項の規定に基づく基準・規格の設定等について
  - (1) 1に係る基準・規格の設定について
  - (2) 飼料添加物であるプロピオン酸カルシウム、アスタキサンチン、カンタキサンチン、酢酸d1- $\alpha$ -トコフェロール及びフィターゼの基準・規格の改正について



17消安第3164号  
平成17年6月30日

農業資材審議会長  
瀬尾康久 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



飼料の基準及び規格の改正に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく基準・規格の設定等に係る下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

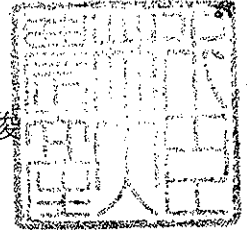
- 1 法第2条第3項の規定に基づくL-アスコルビン酸ナトリウムの飼料添加物としての指定の可否について
- 2 法第3条第1項の規定に基づくL-アスコルビン酸ナトリウムの基準・規格の設定について



19消安第6091号  
平成19年8月27日

農業資材審議会長  
本山直樹 殿

農林水産大臣 若林 正 俊



飼料の公定規格の改正に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づく飼料の公定規格の改正に係る下記事項について、貴審議会の意見を求める。

記

法第26条第1項の規定に基づく飼料の公定規格の改正の可否について

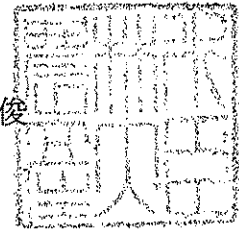
（飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）の備考の3の規定による可消化養分総量等の計算方法及び別表の一部改正）



19消安第10061号  
平成19年11月19日

農業資材審議会長  
本山直樹 殿

農林水産大臣 若林 正俊



飼料等の基準・規格等に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項及び第3条第1項に係る下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 法第2条第3項の規定に基づく飼料添加物の指定の見直しについて
  - (1) デストマイシンA
  - (2) バチルス・セレウス(その1)
- 2 法第3条第1項の規定に基づく飼料に係る基準・規格の改正について
  - (1) 1に係る基準・規格の改正
  - (2) 確認済豚肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等及び確認済家きん加水分解たん白等の養殖水産動物への飼料利用に係る基準・規格の改正
- 3 法第3条第1項の規定に基づく飼料添加物に係る基準・規格の改正について
  - 1に係る基準・規格の改正